長岡都市計画地区計画の変更原案(長岡市決定)の縦覧について(公告)

長岡都市計画地区計画の変更原案(以下「変更原案」といいます。)を作成したので、 長岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和63年長岡市条例第28号。以下 「条例」といいます。)第2条の規定により次のとおり公告し、この変更原案を公衆の縦 覧に供します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、条例 第4条の規定により、この変更原案について長岡市長に対し意見書を提出することができ ます。

令和7年11月13日

長岡市長 磯田達伸

- 1 みしま中央地区地区計画の変更原案の内容
- (1) 種類 長岡都市計画地区計画
- (2) 名称 みしま中央地区地区計画
- (3) 位置及び区域 長岡市上岩井、吉崎、三島中条
- (4) 縦覧場所 長岡市都市整備部都市政策課 長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 情報ラウンジ 長岡市三島支所地域振興・市民生活課
- 2 長岡 浦工業団地地区地区計画の変更原案の内容
- (1) 種類 長岡都市計画地区計画
- (2) 名称 長岡 浦工業団地地区地区計画
- (3) 位置及び区域 長岡市浦の一部
- (4) 縦覧場所 長岡市都市整備部都市政策課 長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 情報ラウンジ 長岡市越路支所地域振興・市民生活課
- 3 中之島中央産業団地地区地区計画の変更原案の内容
- (1) 種類 長岡都市計画地区計画
- (2) 名称 中之島中央産業団地地区地区計画
- (3) 位置及び区域 長岡市中之島の一部
- (4) 縦覧場所 長岡市都市整備部都市政策課

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 情報ラウンジ 長岡市中之島支所地域振興・市民生活課

## 4 縦覧期間

令和7年11月13日から同月27日まで

## 5 意見書の提出期間

令和7年11月28日から同年12月4日まで